

# 社会福祉充実計画承認申請等の手引き

## 1 概要

社会福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第21号)による改正後の社会福祉法の施行により、平成29年4月1日以降、社会福祉法人は、毎会計年度、貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額が事業継続に必要な財産額(控除対象財産)を上回るかを算定する必要があります。

そして、算定の結果、これを上回る財産額(社会福祉充実残額)がある場合には、社会福祉充実残額を財源として、既存の社会福祉事業若しくは公益事業の充実又は新規事業の実施に関する計画(社会福祉充実計画)を策定し、これに基づく事業を実施することとされました。

社会福祉充実計画は、社会福祉充実残額が生じる場合に、社会福祉法人が当該財産の再投下を進めていく上で、地域住民等に対し、その用途を「見える化」するとともに、地域のニーズ等を踏まえた計画的な再投下を促す観点から作成するものです。

(根拠：社会福祉法第55条の2)

## 2 社会福祉充実計画承認までの流れ

- (1) 会計年度終了後、計算書類の作成とあわせて、社会福祉充実残額の算定を行ってください。
- (2) 社会福祉充実残額が生じた法人は、社会福祉充実計画を作成し、必要な手続を経て、計算書類及び現況報告書等の届出と同時に、社会福祉充実計画の承認を申請して下さい。
- (3) 申請してから、概ね1か月日程度で審査します。
- (4) 審査が終了し、内容が適正と認められた場合、承認書を交付いたします。

### 3 申請の時期

---

毎年度6月30日までに、申請を行う必要があります。

### 4 書類作成上の注意点

---

- (1) 下記一覧表のうち、必要なものについて2部ずつ提出して下さい。(官公庁等が発行する書類は、正本は原本を添付し、副本は写しを添付して下さい。)  
申請書類の正本は府中市で保管し、副本は認可書として交付します。
- (2) 提出書類の用紙の大きさはすべてA4に統一して下さい。A4より小さい書類はA4の台紙に貼付して下さい。

### 5 提出書類一覧表

---

( 印...必要な書類、 印...該当する場合のみ必要な書類 )

区分	必要書類	添付
基本書類	社会福祉充実計画承認申請書(様式1)	
	社会福祉充実計画(様式2)	
	理事会議事録(写)	
	評議員会議事録(写)	
	公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書(写し) (様式3)	
	社会福祉充実残額算定シート	
	その他社会福祉充実計画の記載内容の参考となる資料	

## 6 申請に必要な書類

下記のチェック事項を確認の上、下記の順番で2部ずつ揃えてください。

### 必要な申請書類とチェック事項

書類	チェック事項
社会福祉充実計画 (様式2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務処理基準及び記載要領に従って、必要な事項が記載されているか。</li> <li>・実施する事業について、以下の順に検討を行い、その検討結果を記載しているか(検討の結果、第2順位又は第3順位の事業のみを実施することは可能)。 <ul style="list-style-type: none"> <li>第1順位 社会福祉事業</li> <li>第2順位 地域公益事業</li> <li>第3順位 その他公益事業</li> </ul> </li> <li>・5か年度以内に社会福祉充実残額の全額を活用する計画となっているか。 <p>これにより難しい場合は、最大10か年度以内に社会福祉充実残額の概ね2分の1以上を活用する計画となっており、計画の実施期間が5か年度を超えること又は社会福祉充実残額の全額を活用しないことについて、合理的な理由を具体的に記載しているか。</p> </li> <li>・地域公益事業を実施する場合は、事業実施地域の地域協議会等に意見聴取を行った上で、地域協議会等で示された主な意見(意見聴取を行った会議体又は団体の名称を含む。)と当該意見の反映状況を記載しているか。</li> <li>・事業規模及び内容、事業区域における需要・供給の見通しとの整合性について、著しく合理性を欠く内容が含まれていないか。</li> <li>・施設整備等を内容とする場合は、申請時点の行政計画(介護保険事業計画、障害福祉計画、子ども子育て支援事業計画等)との関係で実現不可能な内容となっていないか。</li> </ul>

<p>理事会議事録（写）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者名で原本証明をしているか。</li> <li>・理事会の決議は、必要な数の理事が出席し、必要な数の賛成（法律上、決議に必要な出席者数（定足数）は議決に加わることのできる理事の過半数であり、決議に必要な賛成数は出席した理事の過半数）をもって行われているか。</li> <li>・議事録の署名又は記名押印は、定款の定めに従って行われているか。</li> <li>・議事録記載事項（ 219 ページ）は、記載されているか。</li> <li>・評議員会の日時及び場所並びに議題及び議案（社会福祉充実計画の承認）は決議されているか。</li> </ul>
<p>評議員会議事録（写）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者名で原本証明をしているか。</li> <li>・決議について、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席しその過半数をもって行っているか。</li> <li>・議事録の署名又は記名押印は、定款の定めに従って行われているか。</li> <li>・議事録記載事項（ 219 ページ）を記載しているか。</li> <li>・社会福祉充実計画の承認に係る決議が行われているか。</li> </ul>
<p>公認会計士・税理士等による手続実施結果報告書（写し） （様式3）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の事項について、公認会計士又は税理士等への意見聴取を行い、別紙3の様式例により確認書の提出を受けているか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉充実残額の算定関係</li> <li>ア 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除の有無の判定</li> <li>イ 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等の再計算</li> <li>ウ 再取得に必要な財産の再計算</li> <li>エ 必要な運転資金の再計算</li> <li>オ 社会福祉充実残額の再計算</li> <li>法人が行う社会福祉充実事業関係</li> <li>カ 事業費の再計算</li> </ul> </li> <li>・当該確認書の交付日は、社会福祉充実残額を算定した会計年度に係る監事監査報告書の作成年月日以降となっているか。</li> </ul>

社会福祉充実残額算定シート	・事務処理基準及び記載要領に従って、社会福祉充実残額の算定を行っているか。
---------------	---------------------------------------

## 7 社会福祉充実計画の変更・終了

### (1) 社会福祉充実計画の変更が必要な場合

所轄庁の承認を受けた社会福祉充実計画の変更については、  
 事業の対象者に大きな影響を及ぼす内容か  
 将来に渡って影響を及ぼす内容か  
 地域住民に公表すべき内容か

といった観点から、計画変更の必要性を検討し、必要と判断した場合には、所轄庁に対して、変更承認申請又は変更届の申請を取っていただくことが必要となります。

社会福祉充実計画の変更の具体的な手続きについては、事前に所轄庁にご相談ください。

#### 【変更承認申請が必要な場合】

新規事業を追加する場合

既存事業の内容について、以下のような大幅な変更を行う場合

ア 対象者の追加・変更

イ 支援内容の追加・変更

計画上の事業費について、20%を超えて増減させる場合

市町村域を超えて事業実施地域の変更を行う場合

事業実施年度の変更を行う場合

年度を超えて事業実施期間の変更を行う場合

事業費の変更に併せて計画上の社会福祉充実残額について20%を超えて増減させる場合

#### 【変更届で足りる場合】

既存事業の内容について、左記以外の軽微な変更を行う場合

計画上の事業費について、20%以内で増減させる場合

同一市町村内で事業実施地域の変更を行う場合

同一年度内で事業実施期間の変更を行う場合

事業費の変更に併せて計画上の社会福祉充実残額について20%以内の範囲で増減させる場合

法人名、法人代表者氏名、主たる事務所の所在地、連絡先を変更する場合

( 2 ) 変更申請の時期

社会福祉充実計画の変更は、毎会計年度に算定される社会福祉充実残額の状態を反映させる必要があるため、原則として、毎会計年度、計算書類等届出の時期（6月末日）に併せて申請してください。

ただし、災害の発生など、大幅な変更が必要な場合や、上記の時期では事前の承認を受けることが困難な場合には、その他の時期に変更申請をすることも可能です。

( 3 ) 社会福祉充実計画の終了

社会福祉充实事業について予測できない財務状況等の変化等により明らかに社会福祉充実残額が不足する事態となった場合には、社会福祉充実計画の終了手続きを行っていただく必要があります。

また、当初計画していた内容を抜本的に見直す場合などには、承認を受けた充実計画を一旦終了し、改めて新規計画を策定することになります。

社会福祉充実計画の終了の具体的な手続きについては、事前に所轄庁にご相談ください。